

日本共産党の河野広子です。通告にもとづき分割方式で質問いたします。

1、福祉行政（まず、福祉行政から3点質問いたします。）

**（1）保育行政・「修正子ども・子育て新システム」について**

「修正子ども・子育て新システム」関連法案は、消費税増税のための取引材料として民主、自民、公明の3党合意で修正され、強行可決されました。

「子ども・子育て新システム」法は（以下、「新システム」）、公的保育を守れと大きく広がった運動で、削除しようとしていた児童福祉法第24条、市町村の保育実施義務の規定は、残ることになりました。しかし、保育を市場化する骨格は残されたままです。小宮山洋子厚生労働大臣自身が当初の「8割実現」と語っている通り「新システム」制度の根幹をほとんどそのまま引き継いだものです。

「新システム」では子どもの発達を保障する保育ができなくなる危険性が明らかになっています。それは、保育所などに入所するためには「保育の必要量」が認定されなければならないからです。「長時間」「短時間」の2区分とされ、認定時間を越える保育の利用は、市町村の独自補助がない場合、全額自己負担で保護者の負担は確実に増えます。

また、現行では市町村に入所を申し込み、空きがあればすぐに入れますが、新制度では、保護者は保育の必要量の認定を申請し、認定書を得てから、初めて保育所など各施設に入所を申し込む、という「二段構え」の手続きとなります。介護保険と同様の仕組みが持ち込まれることから、介護保険のように、認定されるまで何十日も待たされる事になりかねません。子供の在園時間はバラバラになりかねず、生活のリズムが保てないばかりか、行事の準備など集団保育が保障されなくなります。

「時間認定」は、施設運営にも大きな影響を及ぼし、認定された時間の分しか施設にお金が入らず、短時間の子どもを受け入れることは、施設に

経営の不安定をもたらします。職員配置もバラバラに来る子どもに合わせた体制が迫られ、現行以上に非正規、短時間の保育士を増やすこととなります。

さらに、施設の新築・改修が難しくなる危険も高まっています。現行では、新築などの際に国と地方から4分の3の補助金（施設整備費）が出ていますが、「新システム」ではこれがなくなります。認可保育所を増やすことは非常に難しく、保育所での待機児童の解消は期待できませんし、老朽化している多くの保育所の建て替えさえまなりません。

市町村は保育の実施義務を負うことになりましたが、（児福祉法24条1項）しかし、保育を必要とする子ども全員を保育所で保育するという原則が崩され、市町村は保育ママ（家庭的保育事業）など地域型の小規模保育「確保する措置」（同2項）をとればいとされ、これでは保育ママを斡旋しただけで市町村が役割を果たした、となりかねません。

市町村は公立保育所をつくる、または私立認可保育所に委託するなどして、保育に責任を負い、「保育に欠ける子ども」に保育を保障してきました。保育を必要とする子どもが、どこでも同じ水準の保育が受けられるように、最低基準を国が定め、国と市町村が運営費を負担し、施設整備にも補助することで、公的保育制度を確立してきました。

「保育は福祉」であり保育を守ることは、すなわち「子どもたちの人権をまもることだ」と思います。権利としての社会保障をどう守っていくのか、保育は、子どもの人権を守る仕事ですから、保護者の選択のみに任されるのではなく、「公的に保障されるべき」だと考えます。

大分市の「未来の宝」、子どもたちを元気に、育み成長させていくためにも、国や自治体の最大限の福祉予算確保などに力を注ぎ、子育て環境を向上させていくことが行政の責任だと考えます。決して、行財政改革の犠牲

にしてはなりません。

大分市として「新システム」をどうとらえ、今後、公的責任（自治体としての責任）をどう守っていくのか、大分市として待機児童の解消など、どうしていくのか見解を求めます。また、あわせて国に対して中止するよう求めるべきです。見解を求めます。

（２）次に、議第 9 2 号大分市児童福祉施設に関する条例の一部改正について質問します。

6 月市議会で、新桜町保育所の民営化案が出され日本共産党以外の賛成で民間法人に委ねられることになりました。

2 6 年 4 月運営開始のスケジュールで、まずホルトホール内に開所される桜ヶ丘保育所を移転、2 5 年 6 月 3 日保育開始予定、その跡に仮移転させ、施設を壊して更地で法人に引渡し。今年度中に法人運営者を公募し選定、2 5 年度内に建設、完成させて開所と説明を受けました。

新桜町保育所の民営化問題は、3 月議会より具体的に委員会等に上がって来たと思いますが、当初からの説明と二転三転しているように感じます。はじめは、現況で譲渡の様でしたが、急に 1,200 万円の解体予算で更地にして法人が建設する事と、二転三転と変わってきた経過について質問します。

次に、大分市の都合で民営化を急ぎ、保護者や関係者との説明や協議など、充分理解が得られたのでしょうか。見解を求めます。

今後、他の施設も老朽化がすすんでいく中、さらに民営化をすすめていく事が大変危惧されます。「保育に欠ける子ども」に保育を保障し、どこでも同じ水準の保育が受けられるように、公的保育制度を守るために、これ以上、市内の公立保育所の民営化は行わないようにすべきと考えますが、見解を求めます。

### (3) 介護保険制度について

国は、13・5兆円もの消費税増税を押し付けながら、介護保険利用料の軽減さえ無いばかりか、値上げまで狙っています。社会保障審議会介護保険部会（昨年11月）では、要支援者の利用料値上げ、介護プラン作成の有料化、特養ホームなどの多床室への室料負担導入一など、負担増のメニューを盛り込んでいます。「介護保険制度」は、ますます利用できない制度になっていくのではないのでしょうか。

今年、4月「改正」介護保険法、改定介護報酬の実施から5ヶ月あまりが経過しました。生活援助の時間短縮をはじめとする新たな利用制限や、基幹的サービスの基本報酬の大幅な引き下げ、たん吸引など介護職員による医療行為「容認」など、利用者にとっても、事業所とそこで働く職員にとっても、大きな影響が出ているのではないのでしょうか。実施から5ヶ月の現状にどのような見解をお持ちでしょうか、質問します。

次に、介護保険料の負担軽減対策について質問します。高齢の親を持つ多くの市民が、今後の介護の方向に不安を抱えていると実感します。消費税増税と社会保障の一体改革によって、これから益々重い介護保険料の負担や、保険料を払っていても利用料負担が重いために介護保険のサービスさえ、使えない高齢者が大勢出てくるのではないのでしょうか。

大分市でも、介護保険制度がスタートした2000年4月、第1期（H12～H14年）の保険料は基準月額3,166円、第2期が（H15～17年）14%の上昇で3,610円、第3期（H18～20年）18.3%上昇の4,270円、第4期（H21～23年）は保険料が据え置となりました。そして、今年度からの第5期（H24～26年）が、27%上昇して5,420円となっています。わずかな年金からの保険料負担は、もう限界ではないのでしょうか。高齢者人口も上昇し、合わせて介護が必要な方も増えていきます。国と自治体が、財政措置をしなけ

れば介護保険料は天井知らずに上がって行くだけ。市民に最も身近な市行政が、低所得者対策として、保険料の独自減免制度の拡充を検討すべきと考えますが、見解を求めます。

低所得者の保険料減免について、平成 23 年度実績は、申請件数 201 件、減免件数 187 件、減免額は 2,999,600 円です。対象者となる要件「④に世帯全員の預貯金の合計額が 150 万円以下である。」と、ありますが、中核市や他市との状況もふまえて額を増やし、対象者を少しでも広げるべきと考えますが、見解を求めます。参考までに、隣の別府市では、これまでの 200 万円から、今年度から 350 万円に引き上げが実施されています。

## 2、市税・国保税の徴収事務について質問します。

滞納処分の差し押さえ問題についてです。8 月 7 日、大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開かれ、23 年度決算の審議もありました。その中で、平成 24 年 3 月末の滞納処分状況および、本年 7 月 31 日時点の短期被保険者証発行者数など資料提供してもらいました。滞納処分状況で、差し押さえの実態が、全県 18 市町村で 33 件、うち大分市は、21 件・7,151,391 円となっており、金額・件数とも突出しています。広域連合では、保険料徴収事務をしていませんので、担当は大分市担当所管ですが、高齢者への無慈悲な差し押さえ処分について驚いたところです。

市税や国民健康保険税等についても同様で、近年大きく差し押さえの実行が、行われています。

納税課報告の差し押さえ件数では、平成 19 年の 454 件が、平成 23 年は、1525 件で 3 倍を超えています。国保年金課報告分の差し押さえ件数は、平成 19 年の 48 件が、平成 23 年には、10 倍を超えて 515 件と報告されています。

「構造改革」と長引く景気低迷の元、不安定な雇用形態も更に広がって、

市税や医療保険の負担が本当に重くなっています。もともと国民健康保険加入者は、年金生活者や個人事業主、失業者等が加入となっていますから、行き過ぎた徴収、差し押さえや保険証の取り上げは改めるべきです。

今でさえ、保険証がもらえないで、病気になっても病院に行く事もできない状況が発生しています。さらに拍車をかけるような無理な徴収は、市民生活や、命と健康を脅かす事にならいか危惧するところです。見解を求めます。

### 3、環境行政

次に、家庭ごみ収集の有料化問題について質問します。

この間、家庭ごみ有料化について、議会でも繰り返し取り上げて参りました。日本共産党は、憲法の条項からも地方自治法からも、ごみ処理は行政の責任として果たすよう、有料化にはハッキリと反対の立場です。

市民説明会で出された反対意見や要望等についての市としての見解は、一般質問初日、広次議員への質問、答弁で立場と態度については、分かりましたので重複のため回答は求めません。

率直な市民の多くの声の中で、「なぜ私たちが、有料化は反対と言っているのに、市は有料化へと急いで進めるのでしょうか。」「有料化の前にもっと、取り組むことがあるのではないか。」「減量化や再資源化の徹底を図るべき」等など、当然だと言えます。

担当部局は、「有料化にしなくて済むには、減量化が実現すれば、しなくてもいいのです。」と説明していますから、行政、市民、事業系の企業など市民社会が知恵と力を合わせて、まずは始めてみてはどうでしょうか。ごみ問題解決は、行政が指揮を取り、市民との協働と同時に、ごみを排出する企業や小売店等、他との協同の取り組み、企業や事業者に社会的参加と責任を果たしてもらおう方向性抜きには、市民への家庭ごみの有料化は、

許されません。

そこで質問ですが、まず減量化の取り組みとして、市の一般会計へ入ってくる有価ごみ収入や、両清掃センター清掃工場からの売電収入、スラグ、メタル等の売却収入の合計が22年度決算額で、合計358,543,437円ありますが、この財源を活かして、地域や自治会、各種団体等へ更に呼びかけて、大分市有価物集団回収事業報償金交付事業を広げ、大胆な減量化へ取り組まれる事はいかがでしょうか。見解を求めます。

次に、事業系可燃ごみの減量化の取り組みについてです。平成23年度の家庭系可燃ごみは、88,487トンで、事業系の可燃ごみの量は、43,665トンと報告されていますから、量的には約2対1の比率となっています。ホテルや旅館、レストラン、スーパー・コンビニ他、小売店からの可燃ごみの発生抑制対策のとりくみ強化についてです。野菜や生もの、残食などについて、水分除去や堆肥化を促進すべきと考えます。現在、事業系の可燃ごみ、不燃ごみの減量化の取り組みはどのようにされているのでしょうか、包装の為の容器や包装資材等、排出抑制への指導も図るべきです。合わせて見解を求めます。

次に、ごみ量の推移について質問します。平成19年度から12分別が導入されてから、平成23年度まで家庭系ごみの燃やせるごみの増加と資源物の減少の理由は何ですか。事業系の可燃ごみ・不燃ごみについても、分別と再資源化が導入されても19年度当初は、除いて減っていない（増加傾向）理由を説明して下さい。